

専用サーバ Platform サービス約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. この専用サーバ Platform サービス約款 (以下、「本専用サーバ Platform 約款」といいます) は、専用サーバ Platform Ad サービスおよび専用サーバ Platform St サービスならびにそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。

第2条 (サービスの種類・内容)

1. 「専用サーバ Platform Ad サービス」および「専用サーバ Platform St サービス」(以下、本専用サーバ Platform 約款、専用サーバ Platform Ad サービスおよび専用サーバ Platform St サービスのオプションサービスの約款において「本基本サービス」といいます) の種類および内容は、以下のとおりです。
 - i. 専用サーバ Platform Ad サービス
専用サーバ Platform Ad サービスとは、複数台の当社サーバ設備 (メーカー製サーバ) の機能を利用者専用として提供するサービスであり、本基本サービスのハイエンドモデルです。
 - ii. 専用サーバ Platform St サービス
専用サーバ Platform St サービスとは、複数台の当社サーバ設備 (当社オリジナルサーバ) の機能を利用者専用として提供するサービスであり、本基本サービスのスタンダードモデルです。

第3条 (最低利用期間)

1. 基本約款第15条第1項の定めにかかわらず、基本サービスである「専用サーバ Platform Ad サービス」の最低利用期間は、利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。

第2章 オプションサービス規定

第1節 回線アップグレード、回線プラン変更 (以下、本節において「本オプションサービス」といいます)

第4条 (種類の変更)

1. 本オプションサービスについては、利用開始日から3ヶ月が経過する日が属する月の翌月1日以降、その種類を変更することができるものとします。

第2節 HDD アップグレード (以下、本節において「本オプションサービス」といいます)

第5条（申込み）

1. 本オプションサービスは、第6節に規定するオプションサービス（OS再インストール）と同時に申込みものとし、本オプションサービスのみの申込みを行うことはできないものとします。ただし、本基本サービスの利用申込みと同時に本オプションサービスの利用申込みを行う場合はこの限りではありません。
2. 前項におけるOS再インストールと本オプションサービスについては、個別に利用契約が成立するものとします。

第6条（データ移設）

1. 利用者が本基本サービスで利用している当社サーバ設備（以下、「利用者サーバ設備」といいます）上に本オプションサービスによる作業の実施前に記録されていたデータ、設定等を当該作業実施後に当該利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が行うものとします。

第3節 ファイアウォール（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第7条（保証）

1. 当社は、本オプションサービスによって利用者サーバ設備に対する攻撃等の脅威を防ぐことが可能であることを、いかなる意味においても何ら保証するものではありません。

第4節 IPアドレス追加（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第8条（設定）

1. 本オプションサービスにより利用者に割り当てられたIPアドレスに関する利用者サーバ設備上での設定等は、利用者が自己の費用と責任において行うものとします。

第5節 ソフトウェアインストール（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第9条（保証）

1. 本オプションサービスを利用する際、利用者は、当社に対し、当社所定の作業依頼書にインストールを希望するソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な事項を記載して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めに帰すべき事由による不具合等が発生した場合、作業完了日を含む10営業日以内に利用者が当社に通知したことを条件に、当社は修正作業を行います。

第6節 OS再インストール（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第10条（作業）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、本オプションサービスのサービスページ（基本約款第2条第2項に定義するページをいいます。）に定める提供OSから再インストールを行うOSを選択するものとします。当社は、本オプションサービスの対象となる利用者サーバ設備（以下、本節において「対象利用サーバ設備」といいます）のハードディスクを初期化の上、利用者が本オプションサービスを申込んだ時点での当社が提供可能とする最新のバージョンの当該OSを、当該ハードディスクにインストールするものとします。
2. 前項の初期化作業実施前に対象利用者サーバ設備上に記録されていたデータ、設定等を前項のOSのインストール後の対象利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が自己の費用と責任で行うものとします。

第11条（保証）

1. 当社は、作業実施以前に対象利用者サーバ設備上で稼動していたプログラム、ソフトウェア等が前条のOS再インストール後の当該対象利用者サーバ設備においても正常に稼動することをいかなる意味においても何ら保証するものではありません。

第7節 コンソール作業（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第12条（サービス）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、当社所定の様式による作業依頼書に必要事項を記入して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に従って、作業を実施するものとします。ただし、利用者の作業依頼内容について当社が実施困難であると判断した場合、その申込みを拒否する場合があります。

第13条（保証）

1. 本オプションサービスは、障害原因の特定および障害の復旧の実現をいかなる意味でも何ら保証するものではありません。
2. 本オプションサービスにおいて実施された作業により利用者に損害等が発生した場合であっても、当社はその理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第8節 ネットワーク機器レンタル（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第14条（管理）

1. 利用者は、本オプションサービスにおいて提供されるサーバ設備およびこれに附属するソフトウェア等につき、その責任と費用負担において、自らがセキュリティアップ

データ等を含むすべての管理およびメンテナンスを行うものとします。ただし、データセンターへの入局が必要な管理またはメンテナンスは除きます。

第15条（保証）

1. 当社は、利用者に対して、当該サーバ設備の利用者の使用目的への適合性その他については保証しないものとします。

第9節 管理サーバパッケージ（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第16条（トラフィックレポート、NAT機能、VPN機能、障害検知アラート通知）

1. 当社は、本オプションサービスにおけるトラフィックレポートおよび障害検知アラート通知に関し、正確性、確実性、有効性、特定目的への適合性を含め、いかなる保証も行いません。
2. 当社は、本オプションサービスにおける NAT 機能および VPN 機能に関し、完全性、可用性、特定目的への適合性を含め、いかなる保証も行いません。

第17条（サービス監視）

1. 本オプションサービスは、当社所定のサーバ設備監視システムを当社所定の条件の下に運用して、利用者サーバ設備上で稼働するサービスの状況等を確認するものであり、当社は、利用者に対し、監視対象を正常に監視できることを保証するものではありません。

第18条（バックアップ）

1. 本オプションサービスにおけるバックアップは、都度、それまでのバックアップ（当社の本オプションサービス向け当社サーバ設備（以下、「本件当社サーバ設備」といいます）に複製および記録する行為をいいます。以下同じ）により本件当社サーバ設備に複製されたデータ（以下、本節において、「バックアップデータ」といいます。）を削除のうえで実施されるものであり、既存のバックアップデータに関する世代管理、更新履歴管理等は行われたいものとします。
2. 利用者は、バックアップデータが保存されるサーバよりバックアップデータの取得を自ら行うことができるものとします。
3. 当社は、バックアップにおいて、元データとバックアップデータの一致または整合性を保証するものではありません。

第10節 リモート KVM（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第19条（保証）

1. 本オプションサービスは、本オプションサービスの対象である利用者サーバ設備に対するリモート KVM スイッチを経由するリモート接続を可能とする機能を提供するものであり、いかなる意味においても、リモート接続による操作が可能であることを保証するものではありません。

第11節 Web 改ざん検知サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

第20条（申込み）

1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。

第21条（契約）

1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GREDセキュリティサービス』の利用規約」を遵守するものとします。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、平成27年6月25日から適用された専用サーバ Platform サービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年10月20日より適用されます。